

# 三原市地域コミュニティ交通

## 導入の手引き



## はじめに

車社会の進展により、公共交通の利用者が減少し、全国的にバス路線の廃止や減便等が相次ぐ一方で、高齢者の交通事故が増加し、運転免許証を返納する方も増えてきています。

三原市においても、特に市周辺部で高齢化や人口減少が進んでおり、今後、マイカーに頼ることができず、買い物や通院など日常生活の移動に困る人がさらに増加することも懸念されます。

また本市は、住民生活を支えるバス等の公共交通を維持するために運行経費の赤字補填を行っています。しかし、その負担額は近年増加する傾向にあります。（平成 29 年度の路線バス・地域コミュニティ交通を維持するための負担額は約 1 億 3 千万円）

こうした状況を踏まえると、これからの地域の生活交通は、住民の皆さんが主体的に検討し、導入、そして守り育てることが不可欠と考えます。

そこで、「自分たちで考え守り育てるので、地域コミュニティ交通を運行したい」と考える地域住民が、主体的に導入を進めることができるように、導入方法や流れを分かりやすく示した「手引き」を作成しました。

地域コミュニティ交通の導入を検討する際にご活用ください。

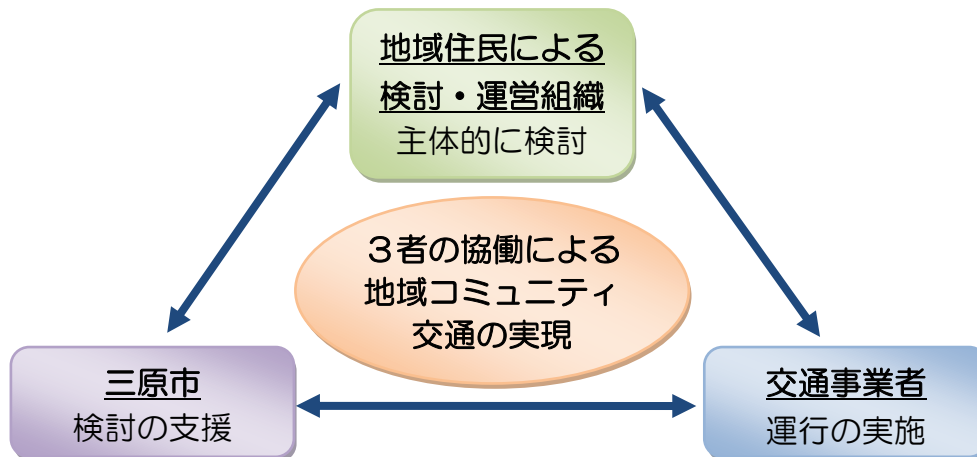
### 地域コミュニティ交通とは

路線バスの利用が不便な地区において、三原市または住民団体が運営主体となって運行する公共交通で、現在 6 地域で運行しています。



## 1. 運行に関する役割分担

地域コミュニティ交通の導入は、地域の現状や課題をよく知る「地域住民」が主体となって取り組むことが不可欠です。これに対して「三原市」「交通事業者」がそれぞれの立場・役割により支援することで、3者が協働で導入に取り組めます。



## 2. 地域コミュニティ交通導入の条件

地域コミュニティ交通は、交通空白・交通不便地における住民の移動手段を確保するためのものであり、地域の現状や課題を最もよく知る地域住民が主体的に取り組むことで、自分たちの移動手段を守り、支えていく必要があります。

そのため、次の条件を全て満たす場合において、導入することが可能です。

### ① 運行の必要性があること

- 原則として、導入する地域が交通空白・交通不便地区（利用可能なバス停や鉄道駅等まで300m以上※離れている）であること。
- 沿道住民へのアンケート調査を実施し、十分な導入意向が確認できること。

※300mは90%の人が抵抗感なしで歩くことができる距離（出典：バスサービスハンドブック／土木学会）。ただし、地形や勾配によっては距離要件を緩和することもあります。

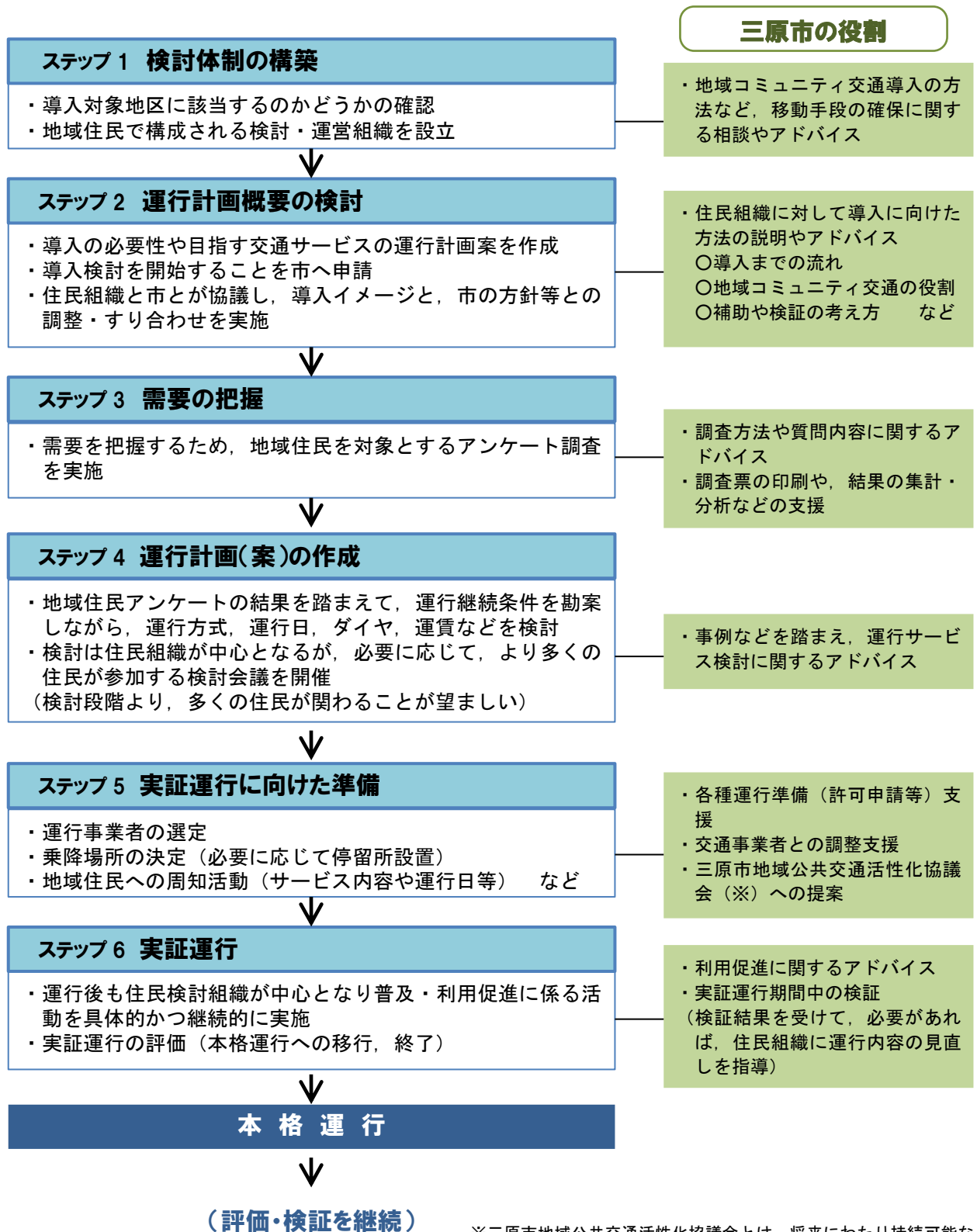
### ② 地域で支えるための組織をつくること

- 運行計画等の導入に係る検討、また、導入後の利用促進を地域の主導で推進するため、地域住民で構成する検討・運営組織をつくること。

### ③ 実現性を踏まえること

- 路線バス廃止の代替として導入する場合は、廃止路線と同程度のサービス水準や内容を設定しないこと。（同程度の水準ではサービスの維持が見込めないことを踏まえて、持続のための工夫が必要）
- 運行を担う交通事業者の協力が得られること。
- 競合する路線等がある場合は、交通事業者との調整が可能であること。
- 運行経費の一部を、地域が負担できること。

### 3. 地域コミュニティ交通導入の流れ



※三原市地域公共交通活性化協議会とは、将来にわたり持続可能な公共交通について協議するため、住民代表、公共交通事業者、道路管理者、警察、国・県等の関係機関、学識経験者等の地域の関係者により構成される協議会のこと。

## 4. 導入に向けての取組み

### ステップ1 検討体制の構築

#### ①導入対象地区に該当するかどうかを確認する

導入検討を開始するためには、まず、お住まいの地域が交通空白・交通不便地区に該当していることが必要です。

##### ■交通空白・交通不便地区

利用可能なバス停や鉄道駅等まで 300m 以上※離れている地域

※地形や勾配によっては距離要件を緩和することもあります。

詳しくは三原市生活環境課（Tel. 0848-67-6178）までご相談ください。

#### ②地域に検討・運営組織を設立する

導入検討にあたっては、地域が主体的に取り組むことが必須条件であり、そのため、概ね5人以上の住民で構成する「地域の検討・運営組織（以下、地域組織）」を設立して頂きます。この地域組織は、導入検討の中心的な役割を担う他、運行開始後も、利用動向を継続してチェックし、利用の促進に努めて頂く必要があります。

地域組織が設立されたら、代表者を1名選任して頂きます。この代表者は連絡窓口として、市との協議・調整を担うものです。

### ステップ2 運行計画概要の検討

#### ①導入の必要性や目指す交通サービスを検討する

地域組織が設立されたら、地域に導入を目指す交通サービスについて協議を行います。運行経路を考える際は、車両が運行できる道路等を確認するとともに、地域の皆さんの主な行き先を考慮する必要があります。

##### ■運行水準の基準

運行日数：週2日以上

運賃：（定時定路線）1乗車 200円、  
（ドア・ツー・ドア型デマンド交通）1乗車 300円

#### ②市へ申請する

導入検討を開始することを市へ申請してください。

市より、導入方法の説明や、これまでの導入事例を踏まえた検討の流れ、注意して頂きたい事項などについて説明します。また、地域で考える運行イメージが市の考えと異なる場合は、協議し、調整を行います。

### ステップ3 需要の把握

導入する地域コミュニティ交通が、多くの住民に利用されるためには、できるだけ大勢の住民の生活スタイル（買い物や通院の時間、曜日など）に合致したサービスを提供することが重要です。そのため、地域組織が主体となり、住民を対象にアンケート調査を実施し、日常生活に伴う行動や、交通に対する要望等のデータを収集して頂きます。

調査票の回収率が低い場合は、市において「住民の関心がない」と判断し、導入支援をとりやめる場合があるので、ご注意ください。

調査票の質問内容は、原則、地域組織に検討して頂きますが、検討に際しては、要望があれば、市から、これまでの実施事例などを踏まえたアドバイス等を行います。また、回収後の結果の集計・分析についても同様です。

### ステップ4 運行計画(案)の作成

地域組織が主体となり、実証運行を目指して、運行計画(案)を作成していただきます。検討する内容は、右のとおりです。

検討にあたっては、次の点に留意をしてください。

#### ○運行の目的

導入する交通の運行目的を明確にすることが重要です。例えば、通院を目的にする場合は、病院の時間に合わせたダイヤを検討する必要があります。

#### ○採算性

住民アンケート調査の結果等を踏まえて運行サービス内容を決定して頂きます。目標（収支率 10%以上）が達成できるよう、適正なサービス水準に設定することが、地域コミュニティ交通を維持するためには不可欠です。

■運行継続条件  
収支率 10%以上

#### 検討する内容

- 運行方式
  - 運行ルート（出発地・目的地）
  - 運行本数・ダイヤ
  - 運賃
  - 運賃の収集方法
    - ・チケット制、現金
    - ・チケット販売箇所
    - ・お金の管理方法
  - その他
    - ・サービス周知方法
    - ・出発式の実施
- 等

なお、運行計画(案)の検討にあたっては、市が、他地域の導入事例などを踏まえて、アドバイス等をいたします。

## ステップ5 実証運行に向けた準備（主に三原市が実施）

### ①申請・手続き

具体的な運行に向けて、国への許可申請、交通事業者との調整等が必要になります。これらの手続き等は市・交通事業者が中心となり遂行しますが、場合に応じて地域組織メンバーにも協力を依頼させていただきます。

仮に「停留所」の設置を行う場合は、地先にお住まいの方の了承が必要になります。地域組織には、これらの交渉について協力頂きます。

### ②地域住民への周知活動を行う

実証運行開始について、チラシ等を作成したり、回覧板を活用した広報を行うなど、沿線地域の住民への周知を行っていただきます。

### 主な申請・手続き

- 地域公共交通活性化協議会へ提案し、承認を得る（運行概要、スケジュールなど）
- 運行事業者の選定
- 国への事業許可申請 等

## ステップ6 実証運行

### ①利用促進活動を行う

各種手続き等を経て、いよいよ実証運行のスタートです。しかし、運行開始がゴールではなく、本格運行に向けて、地域組織が中心となり普及・利用促進を継続して努めることが必要です。

例えば、運行開始の際に、住民手作りでの「出発式」を行ったり、また運行後に利用方法の学習も兼ねて、「お出かけツアー」を企画するなどのアイデアも考えられます。その他、さまざまなアイデアを考えて頂き、「みんなで守る」といった意識醸成に努めてください。

### ②実証運行の評価・継続の判断を行う

1年間の実証運行の結果に対して、市は、運行の継続条件の達成度や導入効果を確認し、継続の是非を判断します。

継続条件が達成できていない場合は、地域組織が中心となり、問題抽出や改善方法について検討して頂きます。

なお、3年間連続して継続条件を下回るような場合は廃止となります。

## 5. 利用を促進するためには

地域コミュニティ交通は、住民の皆さんが「自分たちで考え、自分たちでつくり、自分たちで守り育てる」ものです。たとえ運行がスタートしても、その後、交通サービスを維持していくためには、住民の皆さんが育てていく、すなわち多くの方に利用して頂くことが大切です。

そのため、地域組織が中心となり、次のような、普及・利用促進の取組みを継続して行うことが必要です。

### まわりに 声をかける

一般的に、地域コミュニティ交通を利用しない理由として「利用方法が分からない」「利用するきっかけがない」といった声が挙がります。そのため、利用する際に、ご近所や友人を誘うなどのきっかけづくりを行うことが利用の普及にとっても効果的です。

### チラシ・ ポスターを つくる

チラシやポスターなどで地域での利用を呼びかける取組みも有効です。その際、子どもたちにポスターを描いてもらうなど、興味を示して頂く工夫が効果的です。

### 定期的に お知らせをする

地域コミュニティ交通に関する情報を定期的に住民にお知らせすることも大切です。自治会報などに利用者数の動向などを掲載するなど、現状をお知らせすることなどが考えられます。

### 達成できそうな 目標を設定する

分かりやすい「目標」を持つことが住民の利用意欲を高めることにつながります。例えば、頑張れば達成できそうな「利用者数」を目標とし、その達成度合いを毎月示す（集会所に掲示する等）ことも考えられます。

### 意見を言える 環境づくりをす る

いざ利用しても、その時に不満を感じると、二度と利用しない方もいるかもしれません。このような状況を防ぐためには、住民が気軽に意見や改善要望を言うことができる環境づくりが大切です。話し合いの場を設ける、町内会の班長会議のテーマとする、ご意見箱の設置等が考えられます。

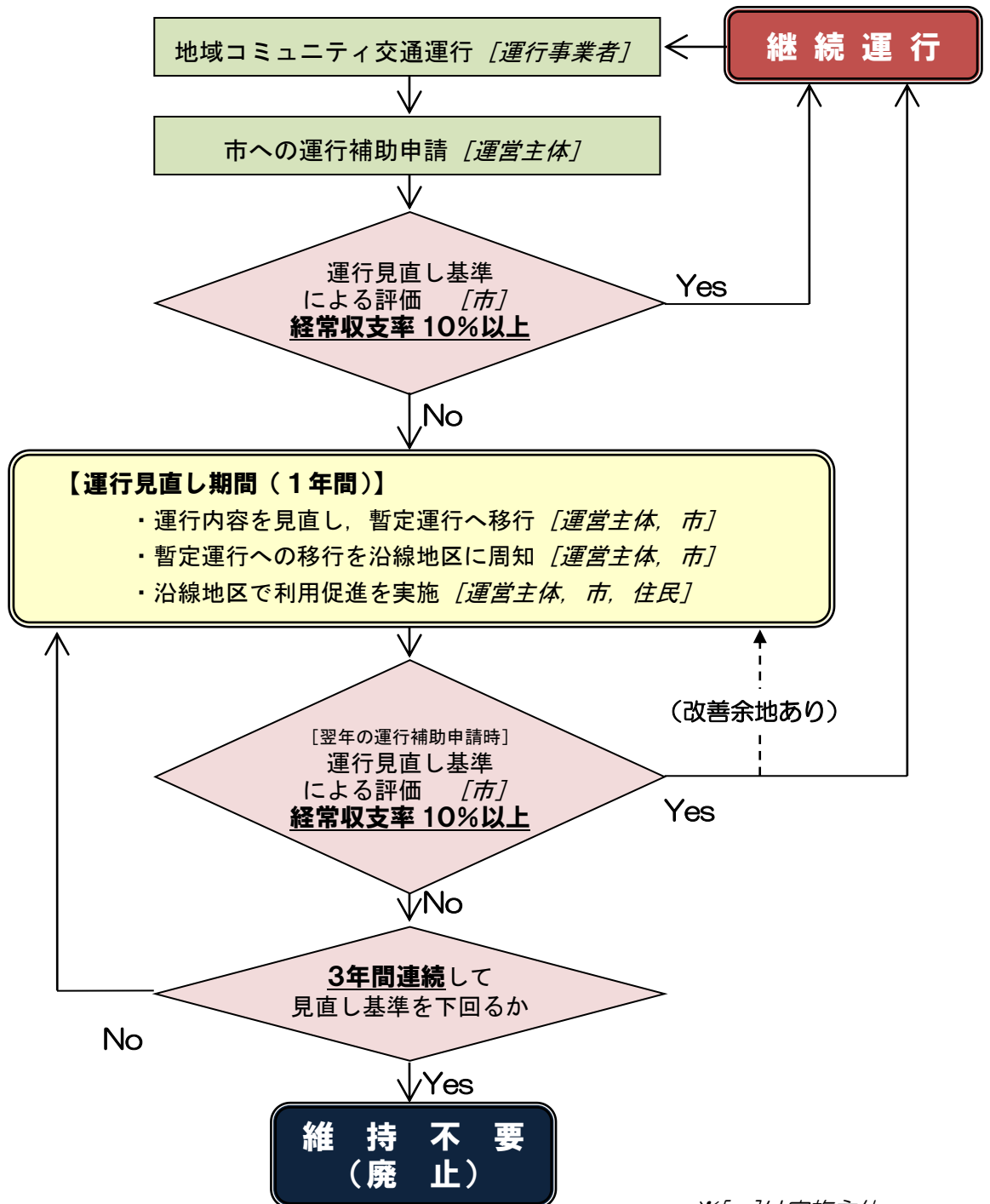
### その他

イベントなどの時間を地域コミュニティ交通の運行時間にあわせるなど、他にも工夫・アイデアがあると思います。地域に合った方法で利用促進に努めることが大切です。



## 6. 定期的な検証・見直し（運行継続の判断）

実証運行から本格運行に移っても、それで終わりではありません。地域コミュニティ交通を健全に維持していくためには、定期的に検証を行い、必要であればルートやダイヤの見直しが必要です。



※[ ]は実施主体

図 検証・運行見直しの流れ

## **三原市地域コミュニティ交通導入の手引き**

---

作成 三 原 市

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

TEL 0848-67-6178 FAX 0848-67-6164

<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/>

作成日 平成 27 年 9 月

改訂日 平成 30 年 10 月

---